

No.	区分	質問	回答
1	対象	どのような理由で利用できますか。	日常生活上の突発的な事情や社会参加(保護者の残業や病気、自己実現、リフレッシュ、学校行事)などで、一時的に保育を必要とする方が利用できます。また、ベビーシッターを活用した共同保育を必要とする方も利用できます。
2	対象	共同保育とは何ですか。	保護者とベビーシッターが共同して保育することで、子育ての不安を解消することを図ります。なお、保護者が契約において同意していること、保護者は常に保育に関わっていることが必要です。
3	対象	認可保育園や幼稚園などの保育施設を利用している場合、対象になりますか。	対象になります。保育施設への在籍がある場合や、保育の必要性の認定がない場合でも対象となります。
4	対象	育休中や在宅勤務の場合でも、対象になりますか。	対象になります。保護者の就労状況に関係なく対象となります。
5	対象	実家が中央区にあり里帰りする場合、対象になりますか。	中央区に住民登録があることが要件なので、住民票が中央区にない場合は対象外です。本事業の対象者は、 <u>中央区に住民登録がある児童と同一の世帯にある方</u> です。
6	対象	子どもの住民票が中央区にない場合、対象になりますか。	住民票が中央区にない場合は対象外です。本事業の対象者は、 <u>中央区に住民登録がある児童と同一の世帯にある方</u> です。
7	対象	対象となる児童の年齢はいつまでですか。	0歳から満6歳に達する年度の末日までご利用いただけます。生後57日未満であっても、ベビーシッター事業者が対応可能であれば補助の対象となります。なお、障害児である場合は、満12歳に達する年度の末日まで(小学校6年生まで)ご利用いただけます。
8	対象	障害児の定義・要件は何ですか。	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳または障害児通所支援受給者証等をご提出いただき、要件等を確認します。 ※「小学生」または「未就学児で月の補助上限20時間を超えて初めて申請」をされる場合は、上記のいずれかの証明書類のご提出が必要です。
9	対象	ひとり家庭の児童の定義・要件は何ですか。	児童扶養手当証書や戸籍謄本等をご提出いただき、要件等を確認します。 ※ひとり親家庭の児童で「月の補助上限20時間を超えて初めて申請」をされる場合は、上記いずれかの証明書類のご提出が必要です。
10	対象	対象となる利用日、利用時間帯はいつになりますか。	毎日、 <u>午前7時から午後10時まで</u> が対象となります(日曜、祝日、年末年始を含む)。なお、 <u>1時間未満の利用は対象外</u> です。
11	補助時間	対象となる補助時間数を教えてください。	月の補助上限時間数は、月20時間(多胎児、障害児、ひとり親家庭の児童の場合は、月40時間)までです。 ただし、令和8年4月から令和9年3月分までの利用の合計時間数が、 <u>年度内144時間(多胎児、障害児、ひとり親家庭の児童の場合は、年間288時間)</u> までです。 ※各月12時間以上(多胎児、障害児、ひとり親家庭の児童の場合は、各月24時間以上)のご申請を継続していただいた場合には、年度の途中で補助上限時間数を超えてしまいます。 年度内の補助上限時間数を超えた利用に関しては、補助対象外となりますので、ご注意ください。 ※障害児またはひとり親家庭の児童として、月の補助上限20時間を超えて初めて申請するには、必ず要件等を確認するための証明書類の添付が必要です(FAQ No.60・61参照)。

No.	区分	質問	回答
12	補助時間	10月1日から障害児として要件を満たしたのですが、今後の月当たり補助時間数を教えてください。	障害児またはひとり親家庭の児童である場合、月及び年度の補助上限時間は以下のとおりです。 新たに時間数を付与するものではありません。年度の補助時間数は4月～9月利用分を含む累計の時間数となります。 ・4月～9月利用分：月上限20時間まで ・10月～3月分：月上限40時間まで ※年度内の合計補助時間：288時間まで (例) 4月～9月まで120時間利用した場合 ⇒10月利用分から月40時かつ補助上限288時間となります。 9月利用分までに交付決定した利用時間が120時間の場合、10月以降に補助が可能な時間数は168時間となります。
13	補助時間	年度の途中で婚姻により、ひとり親家庭で亡くなった場合、年間の補助上限時間はどうなりますか。	婚姻の日が属する月の末日の利用分まで、補助上限時間は288時間とします。 (例) 11月22日に婚姻した場合 ・11月30日利用分まで補助上限288時間かつ月上限40時間となります。 ・12月1日利用分から補助上限144時間かつ月上限20時間に戻ります。
14	補助時間	年度の途中で婚姻によりひとり親家庭でなくなりました。既に交付決定した利用時間の合計が224時間だった場合、144時間を超えた80時間分の補助金は返還をする必要はありますか。	返還は必要ありませんが、婚姻の日の翌月からこれ以上の補助はできません。 (例) 11月22日に婚姻し、10月31日まで160時間利用していた場合 11月30日利用分までは補助上限288時間とするため、11月中は月上限40時間までの申請が可能です。 12月1日利用分からは補助上限144時間となり、既に160時間利用しているため、これ以上の補助はできません。
15	補助時間	年度の途中でひとり親家庭になった場合、その日から補助上限時間は288時間になりますか。	年度の途中でひとり親家庭になった場合、当該日の属する日の翌月の利用分から、補助上限時間は288時間となります。 (例) 11月15日にひとり親となった場合 11月30日利用分までは補助上限144時間かつ月20時間の申請が可能です。 12月1日利用分からは補助上限288時間かつ月40時間となります。 11月15日時点で既に交付決定した利用時間が144時間の場合、11月15日～11月30日までの利用分は補助対象外となります。
16	補助時間	現在の利用時間はどのように確認ができますか。	交付決定通知書に現在の合計利用時間を記載しています。交付決定通知書を紛失された場合は、コールセンターへお問い合わせください。 なお、補助可能時間はご自身で管理をしていただけますようお願いいたします。
17	転出・転入	区外に引っ越す予定があります。転居後に申請することはできますか。	転居後に申請できます。中央区に住民登録がある間に利用した分が対象となります(中央区への転入日以降は対象、転出日以降は対象外です。また、最終提出期限を過ぎている場合は申請できません。)
18	転出・転入	転居後に申請する場合、住所はどう記載すればよいですか。	申請書には、転居後の住所を記載してください。また、書類の余白に中央区での住所を書き添えてください。
19	転出・転入	前の自治体で同じサービスを利用していました。年度内で144時間が利用上限でしたが、中央区ではどのように扱いますか。	前の自治体での利用時間を考慮して計算します。年度内の合計が144時間を超えない範囲で、 <u>月20時間まで</u> ご利用いただけます。 【例】R9/3/1に中央区に転入した場合(3月中の補助時間数) ・前自治体で124時間利用した場合 →20時間まで(月上限時間) ・前自治体で140時間利用した場合 →4時間まで
20	事業者	どの事業者を利用すればよいですか。	東京都福祉局「ベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)」に記載されている認定事業者をご利用ください。なお、「東京都ベビーシッター利用支援事業」の『一時預かり利用支援』を活用したい旨を必ずお伝えください。

No.	区分	質問	回答
21	事業者	対象となるベビーシッターはどのような方ですか。	東京都が定める一定の要件(研修受講、保育経験等)を満たしているベビーシッターです(要件証明書が発行されます)。
22	利用手続き	事前に区への登録は必要ですか。	区への事前登録は不要です。事前に利用条件等をよくご確認の上、東京都の認定事業者と契約し、ご利用・お支払いが終わった後に申請してください(申請×切日等は予めご確認ください)。
23	利用手続き	・待機児童を対象とした制度ですか。 ・1時間150円で利用できますか。	いずれも、本事業『一時預かり利用支援』とは別のサービスになります。中央区では実施していません。
24	利用手続き	「対象者確認書」の交付を受ける必要はありますか。	「対象者確認書」は必要ありません。本事業『一時預かり利用支援』とは別のサービスで必要な書類です。中央区では実施していません。
25	利用手続き	利用に当たっての注意点はありますか。	ご利用の際は、こども家庭庁が定める『ベビーシッターなどを利用するときの留意点』をご確認ください。
26	きょうだい、多胎児利用	「児童1人に対しベビーシッター1人による保育」とあります。 ①きょうだい2人(いずれも未就学児)で利用する場合は、どうすればよいですか。	児童2人に対して、ベビーシッター2人の派遣が必要です。申請書・利用内容内訳表は児童ごとに作成してください。なお、共同保育を行う場合は、ベビーシッター1人でも対象となります。
27	きょうだい、多胎児利用	②きょうだい2人(1人は未就学児、1人は小学生)で利用する場合は、どうすればよいですか。	ベビーシッターは1人の派遣でも問題ありません。未就学児の利用分を申請することができます(小学生の利用分は補助対象外です)。
28	きょうだい、多胎児利用	きょうだい2人(いずれも未就学児)をベビーシッター1人で保育する場合、対象になりますか。また、1人分のみ申請することはできますか。	「児童1人に対しベビーシッター1人による保育」ではないため、 <u>対象外</u> です。1人分でも申請することはできません。ベビーシッター事業者が対応可能な場合でも、補助対象外となります。
29	利用場所	自宅以外でも利用できますか。	利用できます。ベビーシッター事業者にご相談の上、保育に適切な場所であることを事前にご確認ください。
30	利用場所	里帰り先での利用は対象になりますか。	利用する場所に制限はありませんが、交通費は対象外となります。事前にベビーシッター事業者にご相談し、対象となるベビーシッターを派遣できるかご確認ください。
31	利用内容	送迎は対象に含まれますか。	対象となります。ただし、送迎を含めた保育料の補助を目的としているため、1時間未満のご利用は対象外です。また、小学生以上のきょうだいの送迎は対象外です。
32	利用内容	病児・病後児保育は対象に含まれますか。	対象となります。
33	利用内容	もく浴は対象に含まれますか。	対象となります。
34	利用内容	子ども家庭支援センターに子どもを預けた時の利用料は対象になりますか。	<u>対象外</u> です。東京都の認定事業者を利用する必要があります。
35	利用内容	家事サービスは対象に含まれますか。	<u>対象外</u> です。なお、家事サービスと保育を同時に依頼した場合は、保育の時間が明確に区別できる場合に限り、保育料のみ補助対象となります。
36	対象経費	ベビーシッター事業者への支払額はすべて対象になりますか。	ベビーシッター事業者への支払額のうち、 <u>純然たる保育サービス提供対価のみ</u> が対象となります。

No.	区分	質問	回答
37	対象経費	1時間当たりの補助上限額が2,500円とありますが、4時間利用した場合は、10,000円が上限額ですか。	実際のベビーシッターによる1時間当たりの保育料によって異なります。実際の保育料以上の補助は行いません。
38	対象経費	消費税は対象になりますか。	対象となります。ただし、入会金など対象外の経費にかかる消費税は対象外です(保育料にかかる消費税のみが対象です)。
39	対象経費	入会金や手数料、保険料は対象になりますか。	対象外です。
40	対象経費	当日予約や事前予約料金は対象になりますか。	対象外です。
41	対象経費	キャンセル料は対象になりますか。	対象外です。
42	対象経費	交通費は対象になりますか。	対象外です。なお、クーポンや割引券・ポイント利用等の割引額を交通費に充てることはできません。
43	対象経費	月会費は対象になりますか。	原則として対象外です。月会費を保育料として算定している場合は、対象になることがあります。
44	対象経費	月会費が9時間分の保育料と算定されている場合、どのように申請すればよいですか。	1時間当たりの保育料を算出し(「月会費/利用時間」等)、月20時間までを上限に補助します。ただし、年度内の補助上限時間は144時間です。補助上限額は、1時間当たり2,500円を上限に補助します。ただし、ご利用時間等によって計算方法が異なる場合があります。最終的には、区審査時に判断するのでご了承ください。
45	対象経費	「オプション料金」は対象になりますか。	「オプション料金」の内容によっては対象になります。たとえば、補助対象時間内(午前7時から午後10時まで)に早朝・深夜料金が発生する場合や、0歳児保育に加算料金が発生する場合などです。
46	クーポン	クーポンや割引券(会社の福利厚生や内閣府補助券)、購入したポイント等との併用はできますか。	併用できます。ただし、クーポンや割引券・ポイント利用等で差し引かれた金額については対象外です。また、領収書や明細書からクーポン利用や勤務先の福利厚生、ポイント利用した金額等が確認できない場合は、割引されたことがわかる書類の提出が必要です。
47	クーポン	クーポンや割引券、購入したポイント等の割引額を、交通費に充てることはできますか。	クーポンや割引券・ポイント利用等の割引額は交通費等に充てることはできません。原則として保育料から差し引いて計算します。
48	クーポン	クーポンを利用する時間帯は、申請時間に数えなくてもよいですか。	問題ありません。たとえば、2時間5,000円で利用して2,500円のクーポンを利用した場合、1時間2,500円として申請できます。
49	きょうだい利用	共同保育でベビーシッターを利用した時に、2人目の子どもの料金を0.5人分として請求されました。どのように申請すればよいですか。	申請書と児童ごとに利用内容内訳表を作成してください。1人目の子どもは1人分の料金として、2人目は0.5人分の料金としてそれぞれ申請します。※保育料が合算され、児童ごとの料金が不明な場合は、かかった保育料を利用した児童数で割って、計算します。
50	申請時間	分単位での利用分についてはどのように申請すればよいですか。	1時間単位で切り下げ、または切り上げて申請してください。なお、1時間未満でのご利用は対象外です。
51	申請時間	A 1時間単位で切り上げる場合	① 2.5時間利用で1時間当たり2,200円の場合 申請時間:3時間、申請額:5,500円(2.5H×@2,200) ※ 申請額は「実際に利用した時間×時間単価」で計算します。
52	申請時間		② 2.5時間利用で1時間当たり2,700円の場合 申請時間:3時間、申請額6,250円(2.5H×@2,500) ※ 申請額は「実際に利用した時間×上限額」で計算します。

No.	区分	質問	回答
53	申請時間	B 1時間単位で切り下げる場合	① 2.5時間利用で1時間当たり2,200円の場合 申請時間:2時間、申請額:4,400円(2H×@2,200) ※申請額は「申請時間数×時間単価」で計算します。
54	申請時間		② 2.5時間利用で1時間当たり2,700円の場合 申請時間:2時間、申請額:5,000円(2H×@2,500) ※申請額は「申請時間数×上限額」で計算します。
55	申請金額	午後7時から午後10時までの3Hの利用をしました。午後9時からは深夜料金となり、1時間当たりの補助上限額2,500円を超えてしまいますが、全体の利用時間における補助上限額7,500円以内であればに全額申請することはできますか。	1時間当たりの実際の保育料の時間単価に基づいて、1時間当たりの補助上限額を決定しています。 ※実際の保育料が[実際の利用時間×1時間当たりの補助上限額]以内であっても、1時間当たりの時間単価が補助上限額2,500円を超過した1時間当たりの利用分は、補助対象外です。
56	申請金額	補助上限額が1時間当たり2,500円とありますが、3時間の利用した場合の補助上限額は、7,500円(3H×2,500円)でしょうか。	1時間当たりの実際の保育料が「1時間当たりの補助上限額」となります。実際の1時間当たりの保育料以上の補助は行いません。 (例)利用時間:3H、保育料:6,600円の場合 保育料6,600÷利用時間3H=@2,200円が1時間当たりの補助上限額となります。
57	申請金額	早朝・深夜の利用における料金の加算がある場合、どのように申請したらよいですか。	1時間当たりの実際の保育料の時間単価に基づいて、1時間ごとに計算し、1時間当たりの補助額を決定します。 ※補助上限額に満たない1時間と補助上限額を超えた1時間がある場合に、補助上限額に満たない1時間に補助上限額を超えた利用分を充てることはできません。 (例) ○午後7時から午後9時30分まで:2.5時間、実際の保育料5,775円 ○1時間当たり2,200円(早朝・深夜は通常料金の1.25倍) ・申請時間:3時間 (2.5時間の利用を切り上げますが、実際の利用時間で計算します) ・申請額:5,650円(①+②) ①午後7時から午後9時:2,200円×2H=4,400円 ②午後9時から午後9時30分:【1時間当たりの実際の保育料】 2,200円×1.25倍=2,750円(補助上限額超過) =1時間当たりの補助上限額:2,500円 【1時間当たりの補助上限額】 2,500円×0.5H=1,250円
58	申請方法	ひと月の利用分について、2回に分けて申請できますか。たとえば、7月利用分を10時間と10時間に分けて申請できますか。	ひと月の利用分はまとめて申請をお願いします。月ごとの利用時間数を適正に管理するため、申請にあたってご協力ください。
59	申請方法	既に申請し、交付を受けた利用月について、再度申請することはできますか。	原則、1度のみの申請をお願いします。月ごとの利用時間を適正に管理するため、申請にあたってご協力ください。
60	申請方法	申請する兄弟が3人以上いる場合、申請書の対象児童の欄が不足してしまうため、どのように申請すればよいですか。	申請書1枚で対象児童3人までの記載となります。4人目以降の対象児童については、申請書をもう1枚ご用意いただき、4人目以降の対象児童を記載してください。その場合の利用期間や申請額等は、1枚目の申請書と同様の内容をご記載ください。 ※1枚の申請書に4人目以降の記載があった場合は、再提出をご依頼させていただきます。

No.	区分	質問	回答
61	申請書類	障害児として申請する場合、必要な書類は何ですか。	<p>障害児で「小学生」または「未就学児で月20時間を超えて申請する」場合は、次のいずれかの写しをご提出ください。ご提出は年度の初回申請時または月の補助上限20時間を超えて初めて申請をする際にご提出ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳(療育手帳)の写し ・障害児通所支援受給者証等の写し <p>※「精神障害者保健福祉手帳」または「障害児通所支援受給者証」は有効期限内のものをご提出ください。 ※書類(手帳)名称及び児童氏名、認定日等が確認できるページの写しをご提出ください。</p>
62	申請書類	ひとり親家庭の児童の場合、必要な書類は何ですか。	<p>ひとり親家庭の児童で「月20時間を超えて申請する」場合は、次のいずれかの写しをご提出ください。ご提出は年度内の初回の申請時または月の補助上限20時間を超えて初めて申請をされる際にご提出ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当証書等の写し ・戸籍謄本の写し <p>※「児童扶養手当証書」等が有効期限内のものをご提出ください ※「戸籍謄本」は、申請者(保護者)と児童が記載されている申請年度と同一の発行年度であるものをご提出ください。</p>
63	申請書類	障害児(ひとり親家庭の児童)としての証明書類を年度の初回申請時に提出しましたが、2回目以降の申請の際も提出は必要ですか。	<p>証明書類の提出は、原則、年度内に1回で構いません。(No.61・62参照) ただし、2回目以降の申請の際は、申請書に記載されている「障害児」または「ひとり親家庭の児童」の該当する項目に必ずチェックをつけるようにしてください。</p>
64	申請書類	障害児(ひとり親家庭の児童)としての申請書は、旧様式でも可能ですか。	<p>可能です。旧様式で申請される場合、申請書の「1.対象児童」欄の付近の余白に対象児童がわかるよう「障害児」や「ひとり親家庭の児童」の旨、補記をいただくようお願いします。 ※可能な限り、新様式の申請書にてご申請をいただくようお願いいたします。</p>
65	申請書類	申請書の名前は、領収書の名前と異なってもよいですか。	<p>申請書の名前は、領収書の名前と同一としてください。ベビーシッターの利用者と補助金申請者は、原則として同じ方である必要があります。</p>
66	申請書類	口座振替依頼欄は毎回記入が必要ですか。	<p>初回申請時や、振込先口座を変更する場合はご記入ください。 前回の申請時と同じ口座を使用する場合は、「前回登録した口座と同じ口座に振り込む」にチェックします。</p>
67	申請書類	振込先口座は申請者本人の名義でなくてもよいですか。	<p>申請者本人の名義でなくても構いません。ただし、申請者が振込先口座を指定してください(口座振替依頼欄に申請者との続柄を記入します)。</p>
68	申請書類	振込先口座はどこ銀行が利用できますか。ネット銀行でもよいですか。	<p>全国銀行協会加盟の金融機関をご利用いただけます。ネット銀行も利用できます。</p>
69	申請書類	要件証明書は、ベビーシッター全員分必要ですか。	<p>全員分必要です。要件証明書が発行されない場合は、対象外となります。</p>
70	申請書類	同じベビーシッターを複数回利用した場合、要件証明書は1枚でもよいですか。	<p>ベビーシッター1人につき1枚で構いません。ただし、次回以降の申請で省略することはできません(申請の都度、提出が必要になります)。</p>
71	申請書類	領収書や明細書に、派遣されたベビーシッター名及び東京都ベビーシッター利用支援事業認定サポーターであることが記載されている場合は、要件証明書は不要ですか。	<p>要件証明書と同じ内容(ベビーシッター名・資格要件)の記載があり、資格要件の確認ができる場合は、ベビーシッター要件証明書の提出を省略することが可能です。 領収書等に「ベビーシッター利用支援事業認定サポーター」のみの記載の場合は、資格要件が不明ですので、別途要件証明書の提出が必要です。</p> <p>ベビーシッター事業者によっては利用者から直接依頼がないと発行しない場合があります。お手数ですが事業者にお問い合わせください。</p>
72	申請期日	申請はいつまでにすればいいですか。	<p>申請スケジュール(利用月ごとの各申請〆切日まで)にあわせて申請してください。なお、区からの支払時期は、申請〆切日に合わせて設定しています。</p>

No.	区分	質問	回答
73	申請期日	申請〆切日を過ぎていても申請できますか。	最終申請期限内であれば、利用月ごとの申請〆切日を過ぎていても申請できます。お支払いは、次の〆切日の支払時期と同じ時期になります。ただし、最終申請期限を過ぎた場合は申請できません。
74	申請期日	最終提出期限を過ぎてしまった場合はどのようにすればよいですか。	最終申請期限を過ぎた場合は申請できません(年度を遡っての申請はできません)。単年度単位で実施しているため、最終期限は厳守していただく必要があります。
75	申請期日	最終提出期限までに、ベビーシッター事業者が発行する書類(領収書など)が間に合わない場合は、どのようにすればよいですか。	以下の手順でご対応をお願いします。 ①ベビーシッター事業者に書類の発行を早められないかご確認ください。 ②申請書兼口座振替登録依頼書・利用内容内訳表(「提出書類1・2」)を、最終申請期限(必着)までにご提出ください。可能であれば、請求書や通帳のコピー(引き落とし金額がわかるページ)等、お支払額がわかる書類を添付してください。 ③領収書など(提出書類3～6)は、4月末までにすみやかにご提出ください。 ※最終申請期限(必着)までに一切の書類の提出がない場合は、申請を受け付けできませんのでご注意ください。
76	申請期日	年度をまたいで申請することはできますか。たとえば、3月以前の利用分と4月利用分を一緒に申請することはできますか。	年度ごとに事業を実施しているため、分けて申請いただきます。また、3月利用分は翌月4月に最終提出期限があるため、申請までの期間が短くなっています。ご確認の上、お早めにご申請ください。 ※4月以降は事業内容の変更等が生じる可能性があります。
77	その他	交付を受けた補助金は、所得税等の課税対象となりますか。	令和3年度の税制改正により、本事業の補助金は非課税対象となります。
78	その他	この事業はいつまで継続予定ですか。	令和9年3月31日までです。令和9年度以降については、東京都の制度を活用しているため、今後、都制度が見直された場合は、事業内容の変更等が生じる可能性があります。詳細は、区HP等でお知らせいたします。